

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2025年7月30・31日

②施設・事業所情報（2025年7月1日現在）

名 称：	まこときむたかこども園	種別：	公私連携幼保連携型認定こども園
理 事 長：	富森 義登	定員（利用人数）：	96(89)名
代表者氏名：	村山 愛		
所 在 地：	うるま市勝連南風原272番地 1		
TEL：	098-978-4209	ホームページ：	http://www.makoto-hoikuen.jp/uruma_kimutaka_top.html
【施設・事業所の概要】			
開設年月日： 2023年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 まこと鳴滝会			
職 員 数	常勤職員： 21名	非常勤職員： 4名	
専 門 職 員	(専門職の名称)		
	保 育 教 諭	20名	保 育 士 3名
	准 看 護 師	1名	調 理 師 2名
	栄 養 士	1名	
施設・設備の概要	教育・保育室、電解水設備（酸性水・アルカリ水）、絵本コーナー、園庭（建替え工事中）、配膳室、屋内クーラー完備、安全監視カメラ、警備システム、防犯ベル、耐震構造、職員室、職員休憩室		

③理念・基本方針

<法人理念>

豊かな広い心の人間性を培い、人格形成を養うことをモットーとし、大切な資質向上の人格形成を高め、行き届いた物的環境を基本として、社会へ貢献できる大人への第一歩を造り、本質的な幼児教育を目指す。

<基本方針>

心身ともに健やかな育成を図り、社会人としての基礎を作る。情操教育を高め、豊かな個性を育み、未来へ向かう前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばすことを目指す。

<教育・保育目標>

1. 強くたくましい子ども
2. よく考え正しい行動のできる子ども
3. 思いやりのある子ども
4. 生き生きとチャレンジ精神のある子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

当園はきむたか保育所から令和5年度に公私連携幼保連携型認定こども園として開園。経営は市内に3か所のこども園をもつ本土法人が担っており、北海道から関東、中部、関西、九州に合計16か所を展開している。法人内全国各地のこども園とのつながり・交流があり、季節のプレゼントを贈りあう等の機会を持っている。また毎月開催される職員研修では、多様なテーマ選定と多彩な講師陣による講義内容が企画され、幅広いネットワークを持つ強みが発揮されている。令和7年7月からは新園舎建て替え工事が開始されており、隣接する小学校敷地の元幼稚園舎を有効活用しつつ教育・保育を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年月日～2025年10月10日
	2025年10月16日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初回受審

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 認定こども園の理念・基本方針をはじめとする全体の目標を踏まえ、期待する職員像をもとにした目標設定と自己評価に取り組んでいる。

法人のメソッド・ブックには、法人および認定こども園の理念・基本方針、教育・保育の目標を実現するために求められる「期待する職員像」が明示されている。園長はこの職員像を踏まえ、職員との面談を定期的に実施している。職員は園全体の目標と整合性を図りながら個人目標を設定し、前期・後期に分けて自己評価を行う。年度末には「自己振り返りシート」に記入し、取り組みの総括を行うとともに、園長との個人面談を通じて目標管理を実施している。

目標管理においては、中間段階や年度末における面談の中で、目標達成の進捗状況や課題への取組状況について評価と振り返りを行っている。これにより、園の理念に基づいた教育・保育の質の向上に取り組んでいる。

2. 園児が主体的に活動できる環境を整え、自発性を発揮できる教育・保育の実践を行っている。

教育・保育目標を「強くたくましい子ども」「よく考え正しい行動のできる子ども」「思いやりのある子ども」「生き生きチャレンジ精神のある子ども」と掲げ、保育教諭等は、「まずは自分でやってみる」という園児の気持ちに寄り添った教育・保育を行っている。日直の当番表めぐりや食事前の挨拶・献立読みも、園児が積極的に行えるよう保育教諭が環境を整えさりげなく援助を行っている。また、園舎建替え中の空間に制限がある中でも、クラス内の空間づくりの工夫を行い、静の遊び・動の遊びの環境を整え、園児が好きな遊びを選択し主体的な活動を促すよう展開されている。

◇ 改善を求められる点

1. 事業計画等の策定や評価・振り返りについて、より具体的な現状把握と改善に向けた仕組み作りが望まれる。

事業計画は、園長・副園長が基本案を作成し、主幹保育教諭等の意見を踏まえて本部へ提出し、年度初めに確定される。本部職員も園長と相談しながら内容を詰め、完成後は本部事務所に保管し、年度初めの職員会議で全職員に共有している。一方、予算編成は法人の会計責任者が担うため、園長がその詳細を十分に把握できない部分があり、事業計画の評価や改善に必要な情報の活用に課題が残る。また、計画の評価・見直しは年間行事の振り返りが中心で、計画全体を評価するには至っていない。今後は、職務会議など定期的な場面で計画全体を検証できる仕組みを整え、情報共有や評価基準の工夫を通して、より実効性のある事業運営につなげていくことが望まれる。

2. 子ども自身を権利主体とした教育・保育への取り組みについて、職員間で共通認識を図る事が望まれる。

園では、リーダー職員を中心に子どもを尊重した教育・保育の実践を行っており、子どもの虐待防止についても、マニュアルや外部講師の研修、事案検討等の職員研修を通して理解を深めている。しかし、子ども自身を権利主体として尊重した教育・保育への取り組みに加え権利侵害の防止を行うためには、子どもの権利条約に謳われている4つの権利の柱についても学習の機会を設け、職員共通の認識をもつ必要がある。さらにプライバシー保護については個人情報保護の概念と整理を行い、子どもの権利擁護との関連の中で規程・マニュアルの整備および周知が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園3年目で初めての第三者評価となります。当園が最も大切にしている教育・保育の根幹である「園児が主体的に活動できる保育」と、そこから生まれる「自発性の発揮」について、評価をいただいたことを大変嬉しく思っております。

また、「職員像に基づいた目標設定と自己評価」への取り組みが評価されたことは、日頃から職員一人ひとりが質の向上に努めてきた努力が認められたものと受け止めております。

この度の評価は、今後の教育・保育活動を推進していく上での大きな自信と励みとなります。

一方で、より質の高い園運営を目指すために、二つの重要な改善点をご指摘いただきました。これらの課題を真摯に受け止め、早急に取り組んでまいります。

この度の第三者評価は、当園の強みと課題を客観的に見つめ直し、さらなる成長へとつなげる貴重な機会となりました。

頂戴した貴重なご意見・ご協力に、厚く御礼申し上げます。これを糧に、今後も「子どもを真ん中においた質の高い教育・保育」の実現を目指し、職員一同、より一層努めてまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評 価 項 目			評価結果	
I 福祉サービスの基本方針と組織				
I-1 理念・基本方針				
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
共通	1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	
	判断基準	a	法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
		b	法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
		c	法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
評価結果	理念、基本方針のほか教育・保育の目標が策定されており、ホームページや配布しているパンフレットなどに掲載している。また、「保育・教育への思い」や「スタッフの声」などが掲載され、保育に取り組む姿勢が分かりやすく示されている。 理念や基本方針については、法人の「メソッド・ブック」を配布し、職員に対してミーティング等で周知を行っているが、職員の理解をより一層深めるための継続的な取り組みの工夫が求められる。 保護者に対してはパンフレットほか重要事項説明書などを配布しているが、今後はさらなる理解促進のため、伝え方や伝達手段における工夫が望まれる。			
I-2 経営状況の把握				
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
共通	2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	
	判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
		b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
		c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	評価結果	公私連携認定こども園のほか、市内の認定こども園の会合に園長が参加し、行政の連絡事項および認定こども園の連携を図っている。地域のニーズについては、行政からの情報提供のほかに地域学童（園長が運営委員）との交流、南原自治会などとの関わりを持って情報収集を行っている。今後の避難訓練などを話し合いを進め、地域との連携も視野に入れ活動している。 園では保育材料や日用品の管理をはじめ、施設でのコスト分析を行っているが、園の全体および経営状況の分析は法人との分業となっているため、施設の責任者として園全体を把握できるよう、今後の取り組みの工夫が望まれる。		
	3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	
	判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
		b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
		c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	評価結果	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制は現状分析により問題点を詳らかに抽出している。在園の1号認定こどもや2号認定こどもの認定切り替えなども考慮に入れ、次月または次年度の職員配置を工夫している。 職員との話し合いは定期的な会議等で行われているが、課題解決に向け職員への周知が進むよう、会議の進め方や伝達方法、または職員の意見集約などの改善が望まれる。また、法人とは定期的な会議や報告などで課題の共有はしているが、財務状況の把握や職員処遇に関する具体的な課題解決について、園長と法人（担当者）の連携の強化を図るための取り組みが望まれる。		

評価項目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
評価結果	園の状況を踏まえた園長からの報告により、法人本部が中・長期計画を策定し、教育目標や施設整備計画など5年間の園の方向性を示している。今後は単年度計画への連動性も考え、計画されている項目に財務状況なども考慮したより具体的な内容の中・長期計画の策定が望まれる。		
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
評価結果	単年度の事業計画については、本部職員が園長と相談しながら作成しており、完成後は本部事務所に保管され、年度初めの職員会議において全職員に共有されている。 予算編成は法人の会計責任者が担当しているため、園長がその内容を十分に把握できていない部分もある。そのため、単年度の事業計画を適切に評価する際に必要な情報の収集や、評価の基準づくりに活かすことができるよう、今後は中・長期計画の内容も反映する等、工夫された取り組みが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
評価結果	事業計画は園長、副園長で基本案を策定し、主幹保育教諭等に意見を求め作成し、毎年2月頃に本部に基本案や行事計画を提出し、年度始めに基本案が策定される手順となっている。 事業計画の評価や見直しについては、年間行事の振り返りが会議や意見の中心となっているため、全体的な計画の評価に至っていない。今後は職務会議などの定期的な場面において見直すことができるよう、積極的な仕組み作りが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		C
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
評価結果	事業計画の主な内容は重要事項説明書に転記されており、保護者へ配布されている。 園だよりや行事でのアンケート、また登降園時でのコミュニケーションから園の教育・保育について説明することもあるが、事業計画の説明をするために個人面談やクラス懇談会、保護者会などの機会を活用し、周知・説明をするなどの工夫が望まれる。		
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評価結果	職員会議で各クラスの状況の確認を行い、次の教育・保育の計画や子ども、保護者の対応に繋がっている。給食会議でもクラスから食事の状況や喫食について報告がなされ、配食や献立、調理方法に反映させている。また、職員の自己評価や面談を行い、職員が目標や業務の振り返りを定期的に行い、自己研鑽に努めている。 今後は、職員の自己評価も含め、園の業務の評価を分析・検討する機会を定期的に設け、組織的に取り組めるような体制づくりが望まれる。		
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		C
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
評価結果	園長が評価結果を分析し、職員会議等を通じて課題を職員に伝えており、職員間で課題の共有に努めている。 分析結果や把握された課題については文書化されておらず、今後はそれらを記録として残すことが望まれる。あわせて、明確となった課題に対しては、職員が参画する形で改善計画を策定する体制を整備することが求められる。		

評 価 項 目		評価結果
Ⅱ 組織の運営管理		
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
評価結果	運営規程、職務分掌、災害時の対応や業務継続計画など園長の役割や責任を明確に示しており、職員への説明も会議等において行っている。 一方で、園内の広報紙等への掲載し表明をすることについては文書化されておらず、これからの対応の工夫が望まれる。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
評価結果	コンプライアンスについては園長会での情報収集のほか、市主催の「不適切な関わりについて」や防災関連の研修に参加している。また、防災(地震・津波)関係の視察を行っている。法人では、園長を対象とした制度や運営に関する研修を行い、正しく理解するための取り組みを行っている。 職員に対しては、「メソッド・ブック」を作成し、日々の業務での注意点を具体的に示しているが、周知徹底に向けて、継続的に確認する機会を設けるなどの工夫が望まれる。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
評価結果	ICT業務支援システムを活用し、毎月の月案や週日案を確認するとともに、教育・保育の現状を把握し、評価・分析を行っている。また、職員会議等を通じて現状の課題や改善点について職員と共有し、意見交換の機会を設けている。さらに、個人面談や年1回の保護者アンケートを実施し、保護者の意見を取り入れた運営にも努めている。 一方で、改善に向けた話し合いは行われているものの、具体的な取り組みへの反映や、職員の意見を継続的に取り入れる仕組み、またその内容を職員全体に周知・理解させる体制の工夫が今後の課題といえる。より実効性のある改善につなげるためにも、職員の参画を促進する仕組みづくりや、取り組み内容の見える化が望まれる。	

評価項目			評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
評価結果	園長は、ICT業務支援システムの活用や定期的な職員面接の実施を通じて、業務の効率化および職場環境の改善に積極的に取り組んでいる。本年度より園長・副園長・主幹保育教諭・リーダーで構成されるリーダー会（四役会議）を中心に、教育・保育および園運営に関する意識の共有と統一を図る取り組みを進めていく方針が示されている。これら経営の改善や業務の実効性を高めるうえでの取り組み等により、組織全体に共通した意識の醸成を図ることが望まれる。		
Ⅱ-2 人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
評価結果	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について、事業計画のほか研修や保育安全計画などに目標が示されている。 職員個別の目標管理については自己評価に留まっており、具体的な育成や人材確保の計画に課題がある。今後は職員面談後に個々の職員へのフィードバックを行い、園として個々の職員への育成計画等の積極的な取り組みの工夫が望まれる。		
15	総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
評価結果	メソッド・ブックには、法人の理念・基本方針に基づき「期待する職員像等」が示されている。また、定期的に職員面接や職員の自己評価が実施され、職員の職務に対する振り返りを促している。 面談や自己評価の結果については、園として評価・分析するための具体的な基準や指標が明確になっていない部分もある。園においてのキャリアパスや職員が自身の将来像を主体的に描くことができるような、総合的な仕組みづくりに向けた取り組みが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評価結果	園長は、職員の年次有給休暇の取得状況や時間外労働の実績を定期的に確認し、職員の就業状況を的確に把握することで、適切な労務管理に努めている。また、職員一人ひとりの事情に配慮した勤務体制への調整も可能な体制としている。 職員が働きやすい環境を整えるため、連休の確保に努めているが、一部の保育教諭においては十分な休暇が取得できていない現状も見られる。今後も引き続き人材の確保と配置の工夫を通じて、積極的に職員との対話を行い、より働きやすい職場環境づくりに取り組むことが望まれる。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評価結果	法人のメソッド・ブックには、「期待する職員像等」が明示されている。園長は、職員面談を定期的を実施し、個人目標を設定。前期・後期に分けて職員が自己評価を行い、年度末には自己振り返りシートを記入し、総括している。あわせて、年度末には職員との個人面談を行い、目標管理を実施している。		
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評価結果	こども園では、教育・保育の目標を実現するために、「めざす職員像」が明確に示されている。外部研修については、立地自治体の実施する保育施設職員研修会や、沖縄県主催の各種研修会への参加を中心とした受講計画が策定されており、参加者による復命書も整理・管理されている。 一方で園内研修については計画が十分に具体化されておらず、人材育成をより効果的に進めるためにも、研修計画および内容について定期的に評価・見直しを行うことが望まれる。		

評価項目			評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評価結果	職員管理として、個々の専門資格の状況や技術水準、知識については職員面談や研修状況によって園で把握している。外部研修の参加、派遣は職員の経験や担当する職務に応じて行っている。今後は新任職員や階層別・職種別など、詳細な参加基準や個別的なOJTの仕組み作りが望まれる。また、個人面談の成果などを反映させながら、職員の教育・研修に関するより具体的な基本方針や計画の策定に向けた工夫が期待される。		
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評価結果	実習生およびボランティア・職場体験の受け入れについては、園の基本姿勢や方針、指導体制などがマニュアルとして整備されている。実習のプログラムは各養成校の指針を考慮して学校側と調整を行う予定であるが、園としての具体的なプログラムの策定に向けて、指導者の育成を踏まえた受け入れ体制の充実が望まれる。		
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評価結果	ホームページやパンフレットにおいて法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育内容が公開されている。第三者評価の受審結果については、これから手順に従って情報公開をする予定である。園の自己評価や決算情報については、法人・施設のホームページに公開されていないため、今後は情報公開の取り組みの見直しが望まれる。		

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
評価結果	法人は、事務、経理、取引などの業務は、法人の定めるルールに基づいて適切に運用されている。こども園の事業および財政については、法人が委託した外部監査機関による支援と分析を受け、指摘事項に対しては経営改善に取り組んでいる。 今後は、法人と園の役割分担を職務分掌に明記することで、職員への理解と周知を一層促進することに期待したい。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
評価結果	法人定款や園の全体的な計画では、地域との関わりについての考え方が示されている。園の立地地域の公民館で開かれる敬老会や、近隣の高齢者デイケア、老人ホームで交流を図る機会がある。隣接する小学校で夏場にプールを借りたり、外国からの劇団の演技を五年生と一緒に鑑賞し交流を図る催しを行った。地域の社会資源に関する資料を入手した際には玄関に設置したり、個々の状況に応じて必要なサービスの紹介を行っている。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
評価結果	法人作成の「保育ボランティア・職場体験受け入れマニュアル」が整備されている。基本方針は子どもの安全を優先し、相互に円滑に協力することに加え、個人情報の管理について記している。保育士養成校から学生が絵本の読み聞かせ等を行いたいとの要望を受け入れることがあった。近隣の学校から職場体験の依頼を受けるようになっている。マニュアルには受け入れ方法や注意事項等が記されているが、マニュアルの周知・活用が不十分となっているため今後の改善が望まれる。	

評価項目			評価結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
評価結果	地域の社会資源に関しては把握されており、具体的な事例を交えつつ職員会議での周知を行っている。子どもが通園している外部の児童デイサービス等とは定期的に連絡会をもち、相談支援専門員との情報交換を行っている。園の玄関に面する道路は車の往来が多い場所で、朝夕の子どもの送迎時に路上駐車が問題として挙がっていた。小学校で開かれた交通安全に関する会合で、園の玄関前に地域住民が作ってくれたポールを立てたり、送迎時間帯には園長等を含め交通整理を行っている。卒園後の子どもの状況について、必要時には小学校や子育て世代包括支援センター等と連携を図り、見守り等を続けている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。	
評価結果	年1回ほどは民生委員・児童委員による訪問がある。地域の保育施設を集め、民生委員・児童委員が企画する鯉のぼり掲揚会が開催されており、園として参加し近隣園との交流を深めている。卒園児の多くは隣接している小学校へ入学するため、利用しているのは近隣の保護者が多いが、保護者会は組織されていない。子育て支援事業は週3日実施しており、公民館へのチラシ設置や配布等を行っているが、利用につながない状況である。今年度後半は新園舎建築のため、園庭開放の実施が難しくなっている。今後は子育て支援事業の周知等を通じ、地域ニーズの把握に取り組むことが望まれる。		
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
評価結果	昨年度からは年2回ほど、市社会福祉協議会主催のフードバンク事業へ参画し、保護者へ協力依頼し食品提供募集を行っている。地区のお祭りが開催された際には、子どもが余興へ参加している。地域の放課後児童クラブが主催する会合に小学校や公民館、民生委員・児童委員などと参加した際、地域での避難訓練に関する必要性について話し合わせ、具体策の実施に向かっている。今後はこれら地域に対する取り組みを計画等にまとめ、こども園の機能を地域に還元していくことが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
評価結果	法人の「メソッド・ブック」が策定されており、この中で基本理念と職員の行動規範が明示されている。内容は各クラス毎に設置されたタブレットに保存されており、昨年度はメソッドの読み合わせを実施した。子どもの権利に関する研修等には積極的に参加を促している。全国保育士会作成の「こども園・保育所などによる人権擁護チェックリスト」を1度実施した。年長児のクラスでは、子ども同士の争い等が起こった際に話し合いで解決できるよう、保育教諭が見守り・支援を行っている。3～4歳児からは「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」について説明する取組を行っている。定期的に助産師による「いのちの講和」を聴く場をもうけ、子どもが命について考える機会を持つとともに、性教育への理解にもつながっている。子どもに対してはジェンダーによる順番や役割、色の固定化をしないよう配慮している。今後はこれらの取組について定期的に評価を行う仕組みを取り入れる他、保護者への周知を図ることが望まれる。		
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。		c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
評価結果	4歳児クラスからは着替え時、キャビネットを衝立に活用し男女別で行っており、子どもに周知されている。0～2歳にはおむつ交換の際などにプライバシーへの配慮を行うようにしている。現在は旧園舎のため、年長児クラスのトイレでは男女別の設備が設置できていない状況である。今後はプライバシー保護に関する規程・マニュアル等の整備と周知に加えて、それらに基づいた教育・保育の実践に取り組むことが望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
評価結果	リーフレットは毎年表現を検討し、必要時に改訂している。こども園のリーフレットは近隣の公民館などに置かせてもらっている。秋頃からは直接、こども園に入園希望者が来園するようになるため、管理層が見学に対応している。利用希望者への提供資料については、わかりやすい内容となるよう配慮している。		

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
評価結果	新入園時には入園のしおりと重要事項説明書を個別で読み合わせし、紙で同意書をとっている。進級時には重要事項説明書をメール配信、紙で同意書をとっている。3歳以上はクラス担任との個別面談を年1回実施している。処方薬の開始やケガの後の安静等によりお休みを依頼する場合には、管理職が対応するようにしている。教育・保育時間の変更による説明等については時々あるが、保護者への説明は役所で行われていると思われ、園で対応していない。今後は保護者への説明について管理層が適切にルール化等を図り、周知を行う取り組みが望まれる。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。
評価結果	3歳児以上が転園する際には、こども園要録を作成し先方に送付している。近隣の園等への卒園・転園後の教育・保育の継続性については、保こ小連携の中で情報交換を行っている。卒園児は近隣の小学校に通うことが多く、時々たずねてくる際には相談事に対応している。今後は、卒園・転園後の保護者に相談窓口を案内する文書等を用意する等の対応が望まれる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。
評価結果	3歳児以上のクラスでは帰りの会で、一日の感想について子どもが発表を行っている。保護者に対しては行事後と年度末にアンケートを実施、ICT業務支援システムには年3～4回ほど保護者からの意見があがっている。今年度の保護者面接は、0～2歳児は希望者を実施、新入園時は1歳と3歳が多い。保護者会は組織されていないがクラス懇談会には職員が出席している。個別面談では園での子どもの様子を伝え、家庭で気になることを確認し、教育・保育の目標を検討する場となっている。年長児では就学に向けての最終確認や「のびのび検査」(発達検査)につなげたりする希望確認等を行っている。昨年公民館にて発表会を開催した際、保護者のスペースが少ないとの意見があり、今年は改善を検討している。保護者アンケートの内容は管理層内での共有となっているため、今後は職員会議等で検討・周知等ができる仕組み作りが望まれる。	

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
評価結果	法人の苦情解決取扱要項があり、マニュアル一覧に整備されている。入園のしおりや重要事項説明書には苦情解決取扱要項が記載されている。玄関には意見箱と記入カードが設置されている。意見箱の受付状況は園のホームページ上で年1回程度、公開されている。意見箱に園内での菜園活動への要望があり、記録をとって対応を協議し回答を掲示している。		
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
評価結果	苦情処理のマニュアルがあり、保護者とのコミュニケーションを重視することや対応方法についての記載がある。個別面談は旧保育園舎では職員の休憩室、または近くの旧幼稚園舎を使い行っている。今後は園だよりや入園のしおりを活用する等により、保護者が相談しやすい体制づくりの周知が望まれる。		
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
評価結果	登園降園時には保護者とのコミュニケーションをとり、必要時には声かけをするようにしている。接遇マニュアルや苦情解決要項が整備されているが、記録の方法等に関する内容は定められていない。意見があった際には会議で検討し、教育・保育の質の向上に向け対応している。保護者からの口頭による相談内容に関しては記録が取られていないため、今後は記録をとり意見内容を検討すること、対応マニュアルの周知と見直しについて定期的に行うことが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
評価結果	事故発生時の対応フローチャートが「危機管理マニュアル」に記されている他、「事故対応マニュアル」が作成されている。事故やヒヤリハット事例はICT業務支援システム内に入力、事故の内容は月1回の職員会議にて対策を検討している。ニュースで報道される子どもの事故については職員へ周知を行い、外部の事故防止研修には職員を参加させている。各クラスと玄関周辺の出入口等にカメラが設置され、職員室で確認できるようになっており録画内容は2週間保存されている。今後は全体でのヒヤリハット箇所の確認、事故防止対策におけるの評価実施等について組織的に取り組むことが望まれる。		
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
評価結果	感染症発生時の対応策は、マニュアル綴りに「感染症対策」「食中毒対策」「危機管理」としてまとめられている。感染症に関する外部勉強会には派遣を行っているが、伝達研修が十分なされていない。園内での感染症の情報は玄関前に掲示するようにしている。今後は感染症に関する園内での学習機会の創出や、感染症に関するマニュアル内容を職員に周知する仕組みと、マニュアルを定期的に見直しし責任者・各役割の明確化等に取り組むことが望まれる。		
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
評価結果	災害時の対応体制は「危機管理マニュアル」に記されている。子どもの安否確認方法が決められ、保護者引き渡しカードが作成されている。保護者への通知は、ICT業務支援システムから第一避難場所への迎えを依頼することとしている。災害を想定した備蓄は行っているが、管理のための一覧表が作成途上である。防災計画を策定し毎月避難訓練を実施する中で、今年度は近隣の小学校との合同訓練が計画されている。今後は、立地条件から想定される災害に対する対応策をマニュアルに追記することが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。		b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価結果	子どもの権利擁護にかかわる姿勢は法人のメソッド・ブックに示されている。法人作成の権利擁護に関するマニュアルが整備されており、教育・保育の多方面における業務内容が網羅されている。開園3年目でこれらマニュアル類の周知が十分なされておらず、今後は職員間で共通認識を持って教育・保育にあたるための取り組みが望まれる。		
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価結果	法人作成のマニュアルを中心に使用している中で、事故対応のフローチャートについては改訂が行われている。マニュアルの変更は管理層による話し合いによるものが中心で、職員の意見が取り入れられていない。今後は定期的にマニュアルを見直す体制作りに加え、職員や保護者等からの意見を反映できるような仕組みを検討することが望まれる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
評価結果	指導計画作成者への確認・指導は主幹保育教諭が担当し、最終決裁は園長が行っている。3歳未満児の発達記録は3か月ごとにICT業務支援システムに入力、3歳児以上は3か月ごとに5領域で文章にまとめている。子どもが通園する外部の機関との連携を行った内容は、個別計画の作成に活かされている。支援児の個別計画には保護者のニーズを明記している。各クラスごとに計画の評価を行っている。様々な機関連携を要する場合は、管理職が担当している。今後は個別計画の内容について保護者に説明、同意を得る仕組み作りが望まれる。		

評価項目			評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
評価結果	指導計画は各クラス単位で見直ししているが、組織としての取り組みにはなっていない。見直した計画はICT業務支援システムで確認でき、クラス内と担当の主幹保育教諭、副園長と園長に周知されている。年間計画は書類の簡素化・確認のしやすさを考慮して月案の上に表示、つながりをより意識できるように様式を工夫している。子どもの手術前に別の疾病が判明した際、指導計画を見直し変更した。訪問調査当日、津波注意報が発令したため1クラスが外出をとりやめたことを週日案に記録で残している。昨年の津波警報の際は、警報解除となった後で集団保育へ変更した。今後は指導計画の評価を次の計画作成に活かしていく仕組み作りが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		b
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
評価結果	ICT業務支援システムを活用し、3歳未満児の個別連絡帳を配信している。記録の内容については管理層が確認し、主幹保育教諭から書き方の指導を行う場合がある。毎日の情報共有は「園内連絡」を一斉メールで朝または昼休みに配信、各クラスのタブレット等で確認でき、既読かどうか分かる仕組みとなっている。園内連絡の内容は、各クラス担任だけでなく管理職からの情報も追記できる。各分野ごとの会議内容については管理職の会議にて年2回ほど検討している。月1回の職員会議では、全職員が参加し必要な課題について話し合っている。今後は園内での各担当分野ごとに課題を話し合う場をもうけ、そこに必要な情報が届く仕組み作りが望まれる。		
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。		b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
評価結果	法人のメソッド・ブックには情報管理「保育者として守るべきこと」として詳細に規定されている。マニュアルにも個人情報保護に関する規定がある。貴重な書類の保管庫がないのが課題。個人情報保護について職員には入職時に説明し、誓約書をとっている。職員会議では繰り返し、個人情報保護の遵守について説明を行っている。保護者に対しては、重要事項説明書の内容を説明する個人面談の場で周知が行われている。今後は園として個人情報の管理者を規定し、周知する取り組みが望まれる。		

内容

評 価 項 目				評価結果
46	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
	A-1-(1) 子どもの権利擁護			
	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		C
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
		b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
c		子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。		
評価結果	子どもの権利擁護については、関連マニュアルとして「虐待対応の防止」を整備しており、メソッド・ブックにて不適切保育の禁止について保育者が「言ってはいけない言葉」「感情的な言葉」の例を明記することで職員へ分かりやすく理解が図られている。職員研修では権利擁護に関する取り組みについて、事案を出しながら具体的に検討する機会を設けている。今後は、子どもの権利4つの柱についての学びを深める機会を設け、規程・マニュアル等に基づいた教育・保育への実施、権利侵害の防止と早期発見についての具体的な取り組みの実施が望まれる。			
47	A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成			
	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。		b
	判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。	
		b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。	
		c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。	
評価結果	教育及び保育内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、幼保連携型こども園教育・保育要領などの趣旨を捉え作成されている。作成は園長が行い、副園長、主幹保育教諭2名を含めた管理層で共有、検討され決定されている。保護者アンケートで意見を取り入れ、次年度の作成にも活かしているが職員会議等で共有する場を設け、職員が作成に参画できる仕組みの構築が望まれる。			
48	A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		b
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
評価機関	各クラスに、温度計、湿度計を備え、エアコンやサーキュレーターを使用しながら室内が快適な温度になる様配慮されている。熱中症指数計の数値に応じて対策をとる等、熱中症対策も行っている。また、次亜塩素酸水の空間噴霧を行い、こども園全体の衛生管理に努めている。現在、園舎建て替え工事中という事もあり、空間の利用には制限があるが、園児が集団を離れ一人になりたい時等に落ち着けるような場所作りの工夫にも期待したい。			

評 価 項 目			評価結果
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
		b 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
		c 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	評価結果	定期的な個人面談を実施しているほか、必要があれば個別的に面談の機会を設け園児一人ひとりの状況の把握に努めている。面談時は、隣接する幼稚園のスペースを借り落着いて話ができる環境で行っている。職員間で記録を共有し、園児の状況を把握し気持ちに寄り添い対応している。	
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
	判断基準	a 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
		b 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
		c 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	評価結果	生活習慣の習得について、園児が自分でやろうとする気持ちを大切にしており、「まずは自分でやってみる」という園児の姿勢を保育教諭が見守りながら援助を行っている。園児が基本的な生活習慣を身につけられるよう、手洗いの仕方について示すイラストは掲示方法を工夫するなどの取り組みが望まれる。	
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	評価結果	環境の配慮について、現在、園舎の建て替えで空間の利用に制限がある中、3歳未満児が合同保育で5歳児の部屋に集まる場合には、ミニブロック等の小さい玩具にカバーをし安全対策を行うなど工夫を行っている。また季節の生き物や植物に親しめるよう、お散歩コースを設定したり、制作物や歌を通して行事への関心を深められる等の視点を取り入れている。食事中に、一人の園児が歌を歌い出したことをきっかけに他の園児と一緒に歌い出すなど、お友達と表現活動を楽しむような場面も見られた。	

評 価 項 目			評価結果
A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
評価結果	乳児保育(0歳児)において、連絡帳や登降園時の保護者とのやりとりと通じて日々の園児の様子子の把握に努めている。3名の受け入れに対し担任1名と准看護師がフリー職員として入ること、健康状態確認も行い表情観察を大切にしながら応答的な関わりを行っている。一人ひとりの生活リズムを大切に、午前寝が必要な園児は様子を見ながら時間を設けつつも午睡が短くならないように調節するなど個別的に配慮を行っており、在園時間の長い園児に対してはスキンシップを増やし不安な気持ちや甘えたい気持ちを受け止め対応している。		
A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
評価結果	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、畳のスペースをパーテーションで区切る事で、発達段階に応じて静の遊びと動の遊びの活動ができ、安全面に関しても配慮を行っている。自分ですらうとする気持ちを大切に、苦手な活動等については保育教諭がさりげなく手伝う事で、自信につながるような支援を行っている。お友達同士での玩具や絵本の貸し借りでのトラブルについては、保育教諭が相手の気持ちを代弁しながら仲介を行う等、気持ちを言葉で伝える事の大切さを園児に伝えている。		
A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
評価結果	3歳児以上の教育・保育において、3・4・5歳児の異年齢交流として、合同でバイキング形式で食事をする機会を設けたり、園児が育てた野菜を使い、3クラス合同でカレーパーティを行ったり楽しみながら取り組めるような活動の設定を行っている。5歳児は、園近隣の世界遺産にちなんだ「阿麻和利」の舞踊活動に取り組む中で、友達と力を合わせて一つのことをやり遂げる経験をしている。その過程では、保育教諭が振り付けや動きの見通しを示したり、園児同士が声をかけ合えるように援助したりすることで、協力しながら達成感を味わえるように支えている。お遊戯会や地域の介護施設のおまねき会にて活動の成果を披露し、保護者や地域に向けて園児の育ちを伝える配慮がされている。		

評価項目			評価結果
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	評価結果	各専門機関との共有会議にて支援計画を立案し、その内容を支援児日誌を通して保育教諭間で共有しながら、園児の特性に応じた援助を行っている。また、園児同士の関わりを大切にし、おゆうぎ会などの行事においても同じステージに立てるよう、ステージ衣装を事前に着慣れる機会を設けるなど、個別的な配慮を行っている。さらに、支援児の個性をどのように育んでいくかについて、主幹保育教諭が支援コーディネーターとして中心的役割を担い、保育者間の相談体制を整えとともに、保護者との連携にも積極的に取り組んでいる。今後は、クラス全体の指導計画と支援児の個別指導計画との関連性をより明確にし、他の保護者に対しても支援児の教育・保育に関する適切な情報を伝える工夫を重ねていくことが望まれる。	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。	
		b それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。	
		c それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	評価結果	園児の状況については、ホワイトボードやICT業務支援システムを活用して保育教諭間で引き継ぎを行っている。在園時間の長い園児については、食事やおやつの量を調整している。また、朝の受け入れ時や夕方の引き渡しの時間帯に異年齢の園児が同じ部屋で過ごす際には、玩具の出し方や安全面に十分配慮している。さらに、保育の際には、1号認定園児の長期休暇前後において園児と保護者の不安を軽減し、スムーズに園生活のリズムを整えられるような取り組みを行うことが望まれる。	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
	判断基準	a 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
		b 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
		c 小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	評価結果	小学校との連携について、近隣小学校での交通安全教室、おまねき会に参加したり、勤労感謝の日には5歳児が制作した賞状を小学校校長へ届ける等の交流を行うことで小学校への期待を持たせている。園長と5歳児担任が保幼こ小連絡会に参加し、小学校教諭と情報共有や意見交換を行う機会を設けている。今後は保護者へ対しても、小学校以降の園児の生活について見通しを持てるような工夫に期待したい。	

評価項目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A ⑬	園児の健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a 園児の健康管理を適切に行っている。	
		b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c 園児の健康管理を適切に行っていない。	
	評価結果	保健健康年間計画が作成され、健康管理マニュアルとして「嘔吐時の対応」や「発疹時の対応」について保育教諭等に周知・共有している。園児の既往歴については事務所で分かりやすく掲示され、園児の健康に関わる必要な情報が得られるようになっている。准看護師が毎日、園児の視診を行い健康状態の把握に努めており、SIDSについても午睡時に0歳児では5分間隔、1・2才児では10分間隔で呼吸チェックを行っており、保護者対しては園掲示板を利用し情報提供を行っている。	
59	A ⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	評価結果	健康診断や歯科健診は、保健健康年間計画に沿って実施されている。結果については記録・管理され、関係職員が個別の状況を把握できるようにしており、保護者にも紙面で周知している。歯科健診に備えては、歯みがきの大切さを伝える絵本の読み聞かせを行うなど、健診がスムーズに実施できるよう教育・保育に取り組んでいる。また、3歳児の後半からは昼食後に歯みがき指導を行っている。さらに、家庭での生活にもつながるよう、ほけんだよりや園だよりを通じて健康に関する情報を保護者に提供している。	
60	A ⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	評価結果	「保育所・こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」にもとづき、園にて個別面談を実施しながら保護者との連携を行っている。園児の成長に伴いアレルギーの形態が変化した際には、その都度状況を把握し対応している。食物アレルギーのある園児への食事提供については、食器の色を替えることで誤りがないよう配膳確認を行っている。アレルギー対応ガイドラインを事務所に備えているが、クラス担任職員以外の保育教諭等もアレルギー疾患や慢性疾患について研修等で知識を深める機会を設けることが望まれる。	

評価項目			評価結果
A-2-(4) 食 事			
61	A ⑩	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
		b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
		c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	評価結果	給食は一階にある調理室にて調理され、作っている様子を身近に感じる環境を通し園児の食に対する期待感を高めている。毎月の献立表には、季節や行事にちなんだ食材の紹介を掲載し食育に対する情報を発信している。食事前には、園児が当番制であいさつと献立の紹介を行い、席を向かい合わせにする事で、友達と会話をしながら楽しく食べる雰囲気づくりを行っている。食べる量や苦手な食材についても個別的に配慮しており、食べるペースがゆっくりな園児には、保育教諭が声かけをしながら様子を見守っている。	
62	A ⑪	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
		b 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
		c 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	評価結果	季節の食材や行事食が盛り込まれている献立が園の栄養士によって作成され、自園調理室にて調理されている。毎月1回の給食会議にて、園児に人気の献立や、食材の量、大きさ、調理の仕方などの要望についてクラス担任と栄養士、調理員が情報交換し献立の見直しを行っている。調理室は園舎1階にあり、調理している様子が目にできる作りになっている為、片付け時等に、園児が調理室へ訪ねて「美味しかったです」と交流する様子も見られる。	
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A ⑫	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
	判断基準	a 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
		b 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
		c 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
	評価結果	主幹保育教諭がコーディネーターの窓口として機能し、園全体の様子の把握に努めている。保参観日・他行事を通し、保護者へ教育・保育内容を伝える機会としており、参観日については2日間設定することで、保護者の仕事の都合に合わせ選択できるよう配慮がされている。保護者から相談を受けた保育教諭等が園長、副園長、主幹保育教諭から助言を受けられる体制を整えている。保護者からの相談内容の記録については、記録の基準を明確にし、いつどのような内容であったのかを記録、またその確認ができる仕組みづくりが望まれる。	

評 価 項 目			評価結果
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援			
64	A ⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	c
	判断基準	a 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	
		b 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
		c 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	評価結果	地域とのつながりは、高齢者介護施設での踊り披露や民生委員との行事参加など地域行事中心であり、子育て支援には十分結び付いていない。園のパンフレット配布は行っているが、園舎建て替えによる園庭開放休止のため、乳幼児や保護者への直接支援は少ない。家庭の育児状況や困りごとを踏まえた助言・相談なども限られており、今後は周知活動を強化し、地域の集いの場として機能することが望まれる。	
65	A ㉔	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	評価結果	園では不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないよう、園児の健康管理や観察に加え、送迎時に保護者へ声かけを行い、気になる様子がないかを把握するよう努めている。不適切な養育(虐待)等の疑いがある場合には、速やかに関連機関と連携している。 「虐待対応マニュアル」については、事務所に備えるだけでなく、職員がいつでも共有しやすく確認できるようにし、あわせてマニュアルに基づいた研修を行っていくことが望まれる。	
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等			
66	A ㉕	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	判断基準	a 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
		b 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
		c 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	評価結果	園では、法人共通のメソッド・ブックを保育教諭間で共有し、「保育者が言ってはいけない言葉」や「感情的な言葉」を具体的に例示することで、不適切な関わりを防止している。また、外部講師を招いて虐待予防研修や虐待早期発見に関する職員研修を実施している。 虐待対応マニュアルは事務所で確認できるよう整備しているが、届出制度や通告制度についての明記方法を見直し、クラス等でもすぐに確認できるようにしていくことが望まれる。	